

お取扱いの実施内容について

1. 実施内容

- (ア) 共済掛金払込猶予期間の延長
- (イ) 共済金、給付金又は年金の支払義務を免れる場合の期限の延長
- (ウ) 共済掛金の払込免除請求の期限の延長
- (エ) 危険の増加等による通知義務に関する特別措置
- (オ) 共済の目的の譲渡による被共済者の変更に関する特別措置
- (カ) 承継共済契約者の指定による共済契約者の変更の期限の延長
- (キ) 共済金額減額後の増額できる期限の延長
- (ク) 約定日の変更に関する通知期限の延長
- (ケ) 被共済者の確定に関する通知期限の延長
- (コ) 失効中の共済契約に係る復活期間の延長
- (サ) 共済証書貸付けの返済の期限の延長
- (シ) 共済掛金の振替貸付けの取消期間の延長
- (ス) 共済契約又は共済契約の復活の無効の申出の期限の延長
- (セ) 引継契約又は共済の目的の入替に関する特別措置
- (ソ) 短期共済契約の更新又は継続に関する特別措置
- (タ) 共済契約の更新又は継続をしない旨の通知に関する特別措置
- (チ) 転換契約、乗換契約又は切替契約の申込みの期限の延長
- (ツ) 年金支払開始年齢又は共済掛金払込終了年齢の繰下げの申込みの期限の延長
- (テ) 共済掛金の払込方法を月払いとする旨の申込みの期限の延長
- (ト) 共済契約の申込みの撤回等の申出に関する特別措置
- (ナ) 自動車共済契約の運転者の範囲により保障が限定されている共済契約に関する特別措置

2. 実施期間

下表のとおりとする。

ただし、共済掛金の払込猶予期間の延長、継続契約の締結手続きおよび共済掛金の払込みの猶予（上記1のうち、「(ア) 共済掛金払込猶予期間の延長」、「(ソ) 短期共済契約の更新又は継続に関する特別措置」）については、下表の対象区域に対し、次の日まで延長する。

- ・長期共済契約：令和4年1月12日まで
- ・短期共済契約：令和3年10月25日まで

対象区域	適用開始日	適用終了日
(1) 東京都・京都府・大阪府・兵庫県	令和3年4月25日	令和3年7月4日
(2) 愛知県・福岡県	令和3年5月12日	
(3) 北海道・岡山県・広島県	令和3年5月16日	
(4) 沖縄県	令和3年5月23日	令和3年9月5日
(5) 東京都	令和3年7月12日	

※ 特別措置の実施期間中に緊急事態宣言の発令対象に追加された区域については、発令対象に追加された日から特別措置実施期間の終了日まで、特別措置を実施する。

以 上